

令和2年5月7日

中野区内の学童クラブ・認可保育所等に  
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

中野区長 酒 井 直 人

緊急事態宣言の延長に伴う認可保育所及び認定こども園の  
臨時休園の再延長について

日頃より中野区の保育行政にご理解いただきありがとうございます。

区では、国の緊急事態宣言及び東京都の休業要請等を踏まえ、認可保育所等の臨時休園期間を4月13日（月）から5月10日（日）までとしておりましたが、国の緊急事態宣言の延長を受け、認可保育所等の臨時休園期間についても再延長することとしました。

これまで、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、在宅における保育が可能な方には、登園自粛をお願いしてまいりましたが、引き続き、お子様や保護者の皆様、保育所の従事者の健康と安全を守るための取り組みにご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療従事者の方など、就労継続が必要な方を対象に特例的に保育を提供いたします。

事業者の皆さまにおかれましては、学童クラブ及び認可保育所等に在籍する児童の保護者の勤務について、引き続き特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 期 間 令和2年4月13日（月）から同年5月31日（日）まで

※ 6月1日以降の対応については、国や東京都の動向を踏まえて決定し、改めてお知らせします。

2. 対象施設

- 区内の学童クラブ、認可保育所（地域型保育事業所を含む）、区立保育室、認定こども園、
- 認証保育所（協力要請）

3. 臨時休園中に特例的に保育を行う対象者

ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方及び保護者全員が、東京都が公表する緊急事態措置において休業要請対象以外の仕事に従事している方で、就労継続が必要な方